

被災中小企業者対策資金利子補給事業

事業の概要

東日本大震災に係る県の制度融資を利用している中小企業者に対して利子補給を行うことで、負担を軽減し、早期の復旧・復興を支援します。

内 容

【対象者】

次の資金を利用し、罹災証明書等の交付を受けている直接被災した事業者

・みやぎ中小企業復興特別資金

【利子補給の概要】

- (1) 対象融資限度額 1 企業 3,000 万円以内
- (2) 利子補給率
 - ・みやぎ中小企業復興特別資金
融資利率 年 1.5%に相当する額
- (3) 補給期間: 借入日から 3 年間
- (4) 補給回数: 年 2 回 上期分(1～6 月分)と下期分(7～12 月分)

※利子補給金の合計額は、1 企業 135 万円を上限とします。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部商工金融課 電話:022-211-2744

<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/355450.pdf>